

○相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に  
基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成31年3月18日

条例第10号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 指定障害福祉サービスの事業等(第3条—第10条)

第3章 指定障害者支援施設(第11条—第13条)

第4章 障害福祉サービス事業(第14条・第15条)

第5章 地域活動支援センター(第16条・第17条)

第6章 福祉ホーム(第18条・第19条)

第7章 障害者支援施設(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

第2章 指定障害福祉サービスの事業等

(指定の申請者)

第3条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は病院若しくは診療所により行われる短期入所に係る指定の申請については、この限りでない。

2 前項の者は、次に掲げるものであってはならない。

(1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下この項において「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)

(3) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

(人員、設備及び運営)

第4条 次条から第10条までに定めるもののほか、法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準省令」という。)に定める基準(指定障害福祉サービス等基準省令第132条第1項及び第3項並びに第201条第4項(指定障害福祉サービス等基準省令第223条第5項において準用する場合を含む。)並びに附則第7条から附則第11条までに定める基準を除く。)の例による。

(暴力団排除)

第5条 指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 指定障害福祉サービスの事業を行う事業所は、その運営について、第3条第2項各号に掲げるものから支配的な影響を受けてはならない。

(管理者の指揮命令)

第6条 指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者は、当該事業所の従業者に前条第2項の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(基準該当障害福祉サービス)

第7条 第5条の規定は、基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

2 前条の規定は、基準該当障害福祉サービス(指定障害福祉サービス等基準省令第44条第1項に規定する基準該当居宅介護並びに重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスに限る。)の事業について準用する。

この場合において、前条中「前条第2項」とあるのは、「第7条第2項において

準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

(指定重度障害者等包括支援における障害福祉サービス)

第8条 指定障害福祉サービス等基準省令第126条に規定する指定重度障害者等包括支援(以下この条において「指定重度障害者等包括支援」という。)において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者への委託により提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、第4章又は第7章に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活援助に限る。以下この項において同じ。)を自ら又は第三者への委託により提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この章に規定する基準を満たさなければならない。

(工賃の支払に係る通知等)

第9条 指定障害福祉サービス等基準省令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、神奈川県及び相模原市に報告しなければならない。

(特定基準該当障害福祉サービス)

第10条 第5条及び第6条の規定は、指定障害福祉サービス等基準省令第219条に規定する特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第6条中「前条第2項」とあるのは、「第10条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、指定障害福祉サービス等基準省令第219条に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業者(同条に規定する特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)について準用する。

### 第3章 指定障害者支援施設

(指定の申請者)

第11条 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。

2 前項の者は、第3条第2項各号(第2号を除く。)に掲げるものであってはならない。

(人員、設備及び運営)

第12条 次条に定めるもののほか、法第44条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める指定障害者支援施設に係る基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)に定める基準(同令第29条第4項に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第13条 第5条、第6条及び第9条の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第6条中「前条第2項」とあるのは「第13条において準用する前条第2項」と、第9条中「年度ごとに」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに」と読み替えるものとする。

#### 第4章 障害福祉サービス事業

(設備及び運営)

第14条 次条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定に基づき条例で定める障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。以下同じ。)に係る基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準省令」という。)に定める基準(障害福祉サービス基準省令第87条第4項に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第15条 第5条及び第6条の規定は、障害福祉サービス事業について準用する。この場合において、同条中「前条第2項」とあるのは、「第15条において準用

する前条第2項」と読み替えるものとする。

2 第9条の規定は、障害福祉サービス基準省令第87条第1項に規定する就労継続支援B型事業者について準用する。

#### 第5章 地域活動支援センター

(設備及び運営)

第16条 次条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定に基づき条例で定める地域活動支援センターに係る基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)に定める基準の例による。

(準用)

第17条 第5条の規定は、地域活動支援センターについて準用する。この場合において、同条第1項中「指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者」とあるのは、「施設長」と読み替えるものとする。

#### 第6章 福祉ホーム

(設備及び運営)

第18条 次条に定めるもののほか、法第80条第1項の規定に基づき条例で定める福祉ホームに係る基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)に定める基準の例による。

(準用)

第19条 第5条の規定は、福祉ホームについて準用する。この場合において、同条第1項中「指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者」とあるのは、「管理人」と読み替えるものとする。

#### 第7章 障害者支援施設

(設備及び運営)

第20条 次条に定めるもののほか、法第84条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)に定める基準(同令第24条第4項に定める基準を除く。)の例による。

(準用)

第21条 第5条、第6条及び第9条の規定は、障害者支援施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者」とあるのは「施設長」と、第6条中「指定障害福祉サービスの事業を行う事業所の管理者」とあるのは「施設長」と、「前条第2項」とあるのは「第21条において準用する前条第2項」と、第9条中「年度ごとに」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 相模原市指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の申請者に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第65号)

(2) 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第66号)

(3) 相模原市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第67号)

(4) 相模原市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第68号)

(5) 相模原市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第69号)

(6) 相模原市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第70号)

(7) 相模原市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第71号)